

## 同等品により入札を希望する場合の手続きについて

入札仕様書等に「同等品可」と表示のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができます。

同等品で入札を希望する場合は、必ず下記の受付期間内に別紙「同等品確認申請書」を横手市財務部契約検査課へ提出してください。

【受付期間】 指名通知書の「6. 関係書類の閲覧及び質問の回答」欄の  
「② 質問の受付及び回答について」に記載の「質問受付期間」

【提出先】 財務部契約検査課へ F A X にて送付（Fax:0182-32-4655）

同等品の確認結果（可否、理由）は設計図書閲覧ページに掲載します（全ての入札参加指名業者に公表）。申請しても必ず認められるとは限りませんので、結果を確認してください。

### 注意事項

- 1 同等品は、規格（形状、材質、大きさ等）・品質及び性能（以下「品質等」という。）が例示品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とします。定価について、品質等が例示品と同等以上と判断できる場合は、原則として金額の違いは問いませんが、案件によっては判断材料とすることがあります。
- 2 同等品確認申請書を提出する際は、同等品の承認を受けたい物品のメーカー・品番・規格等及び定価（メーカー希望小売価格）※<sup>1</sup>が掲載された「カタログ等の資料」（コピー可）を添付※<sup>2</sup>してください。

※<sup>1</sup> オープン価格等で定価がない場合は不要です。

※<sup>2</sup> カatalog等の資料はメールで別送も可能です。別送する場合は、同等品確認申請書の「メール別送有」のチェック欄に「✓」を記入してください

送付先メールアドレス：keiyaku@city.yokote.lg.jp

同等品確認申請書による承認を受けていない物品で契約を締結することはできません。

同等品確認申請をしていない物品で落札したことが落札後に判明した場合は、次のいずれかの対応となりますので、くれぐれもご注意ください。

- ・ 例示品を納入するか、既に同等品として承認されている物品を納入する。
- ・ 仕様を満たす物品の納入が出来ず、落札後の契約辞退（指名停止措置の対象）となる。